

野田市公印規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和7年11月7日

野田市長 鈴木有

野田市規則第55号

野田市公印規則の一部を改正する規則

野田市公印規則（昭和46年野田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1野田市長の項及び野田市長職務代理者の項中「住民基本台帳カード、」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。